第三節　課の内部組織等

第一款～第五款　（略）

第六款　監察官及び監察企画官（第五十六条）

第二章・第三章　（略）

附則

（海上交通企画室及び国際・技術開発室並びに交通企画調整官）

第五十三条　企画課に、海上交通企画室及び国際・技術開発室並びに交通企画調整官一人を置く。

2～5　（略）

6　交通企画調整官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

第六款　監察官及び監察企画官

（監察官及び監察企画官）

第五十六条　海上保安庁に、監察官及び監察企画官それぞれ一人を置く。

2　監察官は、首席監察官のつかさどる職務を助ける（監察企画官の所掌に属するものを除く。）。

3　監察企画官は、命を受けて、首席監察官のつかさどる職務のうち特定事項に関するものを助ける。

（第十一本部に置く課）

第九十七条　第十一本部に、総務部、経理補給部、船舶技術部及び警備救難部に置くもののほか、次の六課を置く。

海洋情報監理課

海洋情報調査課

交通企画課

交通航行安全課

交通安全対策課

交通整備課

附　則

1・2　（略）

（監察企画官の設置期間の特例）

3　監察企画官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第一章第三節第六款の款名の改正規定、第五十六条の改正規定及び附則第三項を加える改正規定は、令和四年六月一日から施行する。

○国土交通省令第三十号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十七条第一項及び第三項第一号並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第六条第十号の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

第三節　課の内部組織等

第一款～第五款　（略）

第六款　監察官（第五十六条）

第二章・第三章　（略）

附則

（海上交通企画室及び国際・技術開発室）

第五十三条　企画課に、海上交通企画室及び国際・技術開発室を置く。

2～5　（略）

（新設）

第六款　監察官

（監察官）

第五十六条　海上保安庁に、監察官二人を置く。

2　監察官は、命を受けて、首席監察官のつかさどる職務を助ける。

（新設）

（第十一本部に置く課）

第九十七条　第十一本部に、総務部及び警備救難部に置くもののほか、次の六課を置く。

海洋情報監理課

海洋情報調査課

交通企画課

交通航行安全課

交通安全対策課

交通整備課

附　則

1・2　（略）

（新設）